

お取引先 各位

上智大学との取引における遵守事項について（お願い）

本学では、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）」に基づき「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」を制定し、不正防止に全学的に取り組んでおります。

その一環として、本学とお取引のある事業者様についても下記の遵守事項を取引上の条件とさせていただいております。ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、本取り扱いは、上智大学短期大学部における取引にも適用されます。

記

1. 取引における禁止事項について

不適切な取引（下記に例示）は行わないでください。

不正取引が判明した場合は、「上智大学公的資金に係わる不正取引に関する取扱基準」に基づき、一定期間、本学との取引を停止させていただきます。

- ・預け金
- ・取引実績と異なる書類の提出
- ・納品物の持ち帰り
- ・その他不正行為と判断される取引（請求書、領収書等への日付未記入を含む）

2. 情報提供について

本学の内部監査及びその他の調査等が行われる場合は、取引記録に関する帳簿等（売上帳簿、納品を確認できる書類等）を速やかに提出するなど、当該調査にご協力いただきます。

3. 不正・不適切な取引情報の通報について

本学の教職員から不正・不適切な取引を要求された場合にはこれを拒絶し、下記通報窓口まで速やかにご連絡ください。

【公的研究費の運営・管理に関する不正な行為等の通報（告発）窓口】

学校法人上智学院 監査室 Tel 03-3238-4389

e-mail koekitsuho110-co@sophia.ac.jp

※窓口に通報又は告発をする者を保護するため、通報者の氏名秘匿等を保障する制度を設けています。

4. 本学との取引における誓約書の提出について

本学との取引にあたり、一定の取引実績のある事業者様には、別に定める誓約書の提出をお願いしておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

なお、誓約書をご提出いただけない場合は、本学との取引をお断りさせていただく場合がございます。

以 上